

平成29年第1回滝川市議会臨時会（第1日目）

平成29年 5月29日（月）

午前 9時57分 開 会

午前10時35分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 報告第 1号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）

日程第 4 議案第 1号 平成29年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第 5 議案第 2号 滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 3号 滝川市税条例等の一部を改正する条例

○出席議員（18名）

1番	三 上 裕 久 君	2番	堀 重 雄 君
3番	舘 内 孝 夫 君	4番	清 水 雅 人 君
5番	山 本 正 信 君	6番	安 樂 良 幸 君
7番	本 間 保 昭 君	8番	田 村 勇 君
9番	井 上 正 雄 君	10番	水 口 典 一 君
11番	小 野 保 之 君	12番	渡 邊 龍 之 君
13番	木 下 八重子 君	14番	山 口 清 悦 君
15番	柴 田 文 男 君	16番	荒 木 文 一 君
17番	関 藤 龍 也 君	18番	東 元 勝 己 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	千 田 史 朗 君
教 育 長	山 崎 猛 君	監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君
会 計 管 理 者	田 湯 宏 昌 君	総 務 部 長	中 島 純 一 君
市民生活部長	舘 敏 弘 君	保 健 福 祉 部 長	国 嶋 隆 雄 君
産 業 振 興 部 長	長 瀬 文 敬 君	産 業 振 興 部 次 長	南 均 君
建 設 部 長	高 瀬 慎 二 郎 君	建 設 部 次 長	山 崎 智 弘 君
市立病院事務部長	椿 真 人 君	教 育 部 長	田 中 嘉 樹 君
教育部指導参事	栗 井 康 裕 君	監 査 事 務 局 長	加 藤 孝 昭 君

総務課長 鎌田清孝君
財政課長 堀之内孝則君

企画課長 深村栄司君

○本会議事務従事者

事務局長 竹谷和徳君
書記 村井理君

書記 菊田健二君
書記 壽永美和君

開会 午前 9時57分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成29年第1回滝川市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において柴田議員、荒木議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

ここで、4月1日付の人事異動等に伴う職員の紹介がございますので、暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時03分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第3 報告第1号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）

○議 長 日程第3、報告第1号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、報告第1号 専決処分についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき滝川市税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めたいとするものでございます。

平成29年3月31日に公布された地方税法の一部改正に伴い、一部を除き、4月1日から施行される改正について、市税条例を4月1日までに改正する必要があったことから、3月31日付で

専決処分をさせていただきました。

それでは、報告第1号参考資料、改正要旨でご説明しますので、お開き願います。内容は、法人市民税、固定資産税及び都市計画税に関するものです。

第47条は法人市民税の延滞金の算定期間に係る文言整理、第49条は法人市民税の不足税額における延滞金の算定期間に係る文言整理、第62条の2は区分所有の家屋である居住用超高層建築物に係る税額案分の補正方法の追加に伴う改正、第62条の3は被災市街地復興推進地域に定められた区分所有の土地について、震災等発生後4年度分に限り従来の共用土地に係る税額の案分方法と同様の扱いを受けるようにするための改正、第73条の2は被災市街地復興推進地域に定められた被災住宅用地について、震災等発生後4年度分に限り従来の住宅用地と同様の扱いとする特例を適用するための改正、附則第10条の2は地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例の改正に伴う条文整理、附則第10条の3は耐震改修を行った認定長期優良住宅等の固定資産税の減額申告の方法を定めた改正、附則第16条の2は自動車メーカーの燃費試験不正問題を受けて、不正等の場合の賦課徴収方法を定める改正、附則第30条は条文整理でございます。

なお、施行期日は、平成29年4月1日です。

以上、報告第1号の説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、報告第1号は承認することに決しました。

◎日程第4 議案第1号 平成29年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議 長 日程第4、議案第1号 平成29年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、議案第1号 平成29年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、28年度会計において収支不足が見込まれるため、29年度の

歳入を繰り上げて充用し、歳入不足を補填する増額補正を行いたいとするものです。

1 ページをお開き願います。第 1 項で、歳入歳出予算にそれぞれ 1 億 1, 0 0 0 万円を追加し、予算の総額を 5 6 億 2, 5 0 4 万 4, 0 0 0 円とするものです。

第 2 項で、補正の款項の区分、当該区分ごとの金額、補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

2 ページ、3 ページは第 1 表、歳入歳出予算補正、4 ページ、5 ページは歳入歳出補正予算事項別明細書、総括でございますので、お目通し願います。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8 ページ、9 ページをお開き願います。1 3 款 1 項 1 目前年度繰上充用金 1 億 1, 0 0 0 万円を増額し、補正後においても 1 億 1, 0 0 0 万円としたところです。前段申し上げましたが、2 8 年度会計において見込まれた不足額でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6 ページ、7 ページをお開き願います。1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税、4 節医療給付費分滞納繰越分、補正額 7, 5 8 4 万 8, 0 0 0 円の増額、5 節後期高齢者支援金分滞納繰越分、補正額 2, 2 1 9 万 1, 0 0 0 円の増額、6 節介護納付金分滞納繰越分、補正額 1, 1 9 6 万 1, 0 0 0 円の増額、合計 1 億 1, 0 0 0 万円を増額し、補正後 8 億 1, 3 0 8 万 2, 0 0 0 円としたところでございます。前年度繰上充用金の財源を一般被保険者国民健康保険税の滞納繰り越し分に求めたことによるものです。

以上、議案第 1 号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。館内議員。

○館内議員 日本共産党の館内です。繰り上げ充用のことについてお尋ねしたいと思います。それが 1 点と、その後の見込みについてお伺いさせていただきます。

5 月 2 2 日に行われました第 1 9 回厚生常任委員会の資料では、繰り上げ充用は決算収支に関する措置で、会計年度経過後 4 月 1 日以降に歳出に対して歳入が不足する場合、翌年度、平成 2 9 年度の歳入を当該年度、平成 2 8 年度に繰り上げて充当し、歳入不足の補填をするものと書かれてあります。国保の都道府県化への移行期にあります。平成 2 8 年度の歳入不足が将来国保利用者に大きな負担にならないか、仮に 2 9 年度も赤字になった場合、今回と同等の 1 億円、合わせて 2 億円の負債が残ると思われます。繰り上げ充用は何年ぶりに行われるものか、今年度限りなのか、一般会計からの繰り入れを検討したのかということと、あと見込みについてお伺いいたします。独自繰り入れは検討されたかどうか、平成 2 8 年 9 月の第 2 決算審査特別委員会の資料で国保準備基金残高の推移を見ますと大幅に赤字がふえております。この原因は、小さな 1 つとして、被保険者の所得が減っているからか、2 つ目、2 9 年度も同じように見込んでいるからか、3 つ目、余りにも大きい変動ですが、この原因は何なのか、以前もお伺いしていると思いますが、また改めてお伺いさせていただきます。

以上です。

○議 長 館内議員の質疑に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、ただいまの館内議員さんのご質疑にお答えしたいと思います、幾つかございますので、1つずつお答えしていきたいと思います。

まず、前段でご説明申し上げたいのは、収支不足を補う方法として今回被保険者の負担をできるだけ軽減するため、これまで23年度からこの収支不足については当時3億4,000万円の基金を毎年活用してきたところでございます。しかしながら、被保険者数は減少しているものの、高齢者率、それから医療の高度化、こういったものに伴う医療費の増加などの影響によって28年度決算見込みにおいても予想以上の収支不足が生じたことから、繰り上げ充用の方法で赤字補填したいという考えでございますが、今後はご承知のとおり、30年度からの都道府県単位化による納付金制度、それから今回の赤字解消分、この2つをあわせて適正な保険税を検討していきたいというふうに考えておりますが、納付金については最終的な金額が12月ごろに道から示される予定でございます。また、赤字解消分については、7月に道から示されます国保運営方針というのがありまして、これに基づいて滝川市の赤字解消対策、それから年次計画作成するということになります。16年度に税率改正を行って以来10年以上、税率を見直さなくても何とかやってこられました。今後赤字解消分については、被保険者の負担の程度を考慮しながら、複数年度での計画的解消ということも視野に入れて考えていきたいというふうに現在思っています。

また、繰り上げ充用は何年ぶりかというご質問でございます。繰り上げ充用については、直近で申し上げますと平成19年度補正予算で今回と同様に繰り上げ充用を行っており、10年ぶりということになります。ただし、その前に14年度、15年度で今回のような大きな赤字になったことから、15年度、16年度で繰り上げ充用したという経過はございます。

それから、3番目です。一般会計からの繰り入れについては検討したのかどうかというご質問でございますが、基本的には国保会計、国、道、それから市、こういった公費、それから一般会計からのルール分の法定内繰り入れで充当されるということ以外は、基本的には保険税収入で賄うことが原則ですということでございます。会計を健全に運営していける適正な税率と、こういったものもまず先に考えていかなければならないのかなということでございます。今後適正な賦課に努めることが基本になるというふうに現在は考えております。

続きまして、被保険者の所得が減っているのかどうかというご質問でございますが、給与所得、それから年金所得については大きな変動はないということで、少ないのかなと思います。また、農業所得なども多少年度によって増減はしますけれども、大きく減少しているとは考えていないところでございます。しかしながら、加入者の高齢者の加入率、それから医療費の増減等々、交付金の精算というのがありまして、これは翌年度とか2年後に精算されるという仕組みでございますので、26年度、27年度、28年度と、この3年度で毎年1億円から1億5,000万円ということで、こういった部分が近年の赤字の大きな理由ではないかなというふうに思っております。そこで、29年度の収支の見込みということの質疑なのですけれども、今申し上げました例えば前期高齢者交付金という精算分があるのですけれども、これが28年度と比べては、見込みなのですけれども、1億4,000万円ほど歳入増になるということなので、この部分はある程度大きな部分かなと思っていますので、ちょっと推移を見てみなければわかりませんが、全く黒字になるとは思

ませんけれども、大きな赤字にはならないのかなと、今の段階ではそう思っております。

ご質疑の部分は以上かなと思います。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 おはようございます。私は、日本共産党を代表し、議案第1号、滝川市国民健康保険特別会計補正予算を否とする立場で討論を行います。

今回の補正は、平成28年度決算がご答弁では大きな赤字にはならないということで、金額が特定されたわけではございませんが、1億円程度の赤字になることを見込み、29年度の歳入から1億1,000万円を繰り上げ充用する内容です。可とするか、否とするか、この論点ですが、まず赤字の原因は何かということ、またその赤字の解消策です。現時点では繰り上げ充用を選択する。これはほかに一般会計から法定外繰り入れをしないわけですから、これ以外にないということは客観的に仕方がない。しかし、ここで赤字の原因についてまず考えてみたいというふうに思います。平成23年度から決算がされた平成27年度との比較では、被保険者数は1万1,289人から9,854人へと13パーセントの減、また被保険者の顔ぶれもさま変わりをしております。社会保険に加入できなくなった低所得者の方がふえたことにより、1人当たりの支払った保険税は7万5,018円から7万3,216円へと4パーセント減少、これによって国保会計の保険税収入は約1.2億円の減収となっています。一方で、歳出である保険給付費は約2億円の減少と。こういう中で赤字が約1億円できています。本来であれば、国の負担率を上げるなど社会保障としての性格をきちっと実現する政策施行が必要だと思います。また、法定外繰り入れにつきましては、ただいまの市民生活部長のご答弁では法定外繰り入れをしないことが基本だというお考えがこれまでと同じように述べられました。しかし、道内では過半数の市町村が法定外繰り入れをして、こういった制度の矛盾を解消するために力を尽くされています。こういう中でできた赤字だということです。

次に、この赤字の解消策についてですが、28年度が約1億円の赤字、これが29年度も同様に続くとすれば、約2億円の赤字を抱えて平成30年度からの広域化に入ることになります。広域化の試算では、2回目の試算で1人当たり6.9パーセントの保険税が上がるという試算が既に厚生常任委員会でも2月24日に出されています。これに加えて2億円。2億円ということは、税収は今8億円弱ですから3割近い赤字をこれにプラスして、滝川市はこの会計の赤字をなくしていこうとしているわけです。しかも、道の政策ではこれを6年間でやりなさいと。そうすると、1年間に約5パーセントが上乘せされるということで、今のままでいけば保険税は1人当たり、先ほどの7万5,000円から15パーセントほど上がってしまう。そんなようなことが見込まれます。こういう中で、一般会計からの法定外繰り入れについては基本的なことではないのだということで、全く行方考えがないようにとられかねない答弁をされました。こういったことを踏まえ、日本共産党として本議案を否といたします。

以上です。

○議長 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を起立により採決いたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。

よって、議案第1号は可決されました。

◎日程第5 議案第2号 滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第5、議案第2号 滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第2号 滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本条例の提案の趣旨でございますが、児童福祉法及び人事院規則の一部が改正されたことに伴う所要の文言整備を行うため、改正したいとするものであります。

議案第2号参考資料の新旧対照表1ページをごらんください。滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第1条関係）でございます。

第9条第1項ですが、児童福祉法の改正による養子縁組里親の法定化に伴い、育児を行う職員の深夜勤務等の制限について、その対象となる職員の要件に係る規定に関して文言整備したいとするものであります。

第9条第4項ですが、第1項の改正と同様に、養子縁組里親の法定化に伴う文言整備であります。

3ページになりますが、職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第2条関係）でございます。

第2条の2ですが、こちらにつきましても先ほどと同様に養子縁組里親の法定化に伴う文言整備でございます。

第3条ですが、ここでは育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情について、同一の子が既に育児休業している場合においても例外的に育児休業することができることを規定しているところでございますが、ここに保育所等における保育の利用の申し込みを行っているにもかかわらず、当面その実施が行われないことを加えるものであります。

3ページ下段から4ページにわたり、第4条で育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情、第10条では育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情を規定しているところでございますが、それぞれ第3条の改正と同様の要件を加えるものであります。

附則であります、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で議案第2号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

◎日程第6 議案第3号 滝川市税条例等の一部を改正する条例

○議長 長 日程第6、議案第3号 滝川市税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、議案第3号 滝川市税条例等の一部を改正する条例についてご説明します。

平成29年3月31日に公布された地方税法の一部改正に伴い、条例を改正したいとするものです。

それでは、参考資料、改正要旨でご説明しますので、お開き願いたいと思います。内容は、市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税に関するものです。

まず初めに、第1条関係ですが、第32条は特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について課税方式の決定を明確化するための改正。

第33条の9は条文整理。

第60条は、震災などの災害により滅失や損壊した償却資産の所有者が被災償却資産にかわる償却資産を取得した場合、当該被災代替償却資産の固定資産税課税標準を4年度分に限り2分の1に軽減する特例措置を定める改正。

第60条の2は、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例に新たに4つの特例が加えられたことに伴い、家庭的保育事業などの固定資産税の特例割合を定める改正。

第161条は、国民健康保険税の低所得者に係る軽減判定基準を見直し、2割軽減を48万円から49万円に、5割軽減を26万5,000円から27万円に軽減対象の範囲を広げる改正。

附則第 8 条は、肉用牛売却による事業所得の市民税課税特例の適用期間を 3 年延長する改正。

附則第 10 条は条文整備。

次のページをお開き願います。附則第 10 条の 2 は、特定事業所内保育施設の固定資産税についてわがまち特例による特例割合を定める改正。

附則第 16 条の 3 は、特定上場株式等の配当所得について課税方式の決定を明確化するための改正。

附則第 17 条の 2 は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税課税特例の適用期間を 3 年延長する改正。

附則第 20 条の 2 は、特例適用配当等に係る所得について課税方式の決定を明確化するための改正。

附則第 20 条の 3 は、条約適用配当等に係る所得について課税方式の決定を明確化するための改正。

附則第 30 条の 2 は、特定事業所内保育施設の都市計画税についてわがまち特例による特例割合を定める改正。

附則第 34 条は条文整備でございます。

次に、大きく分けた第 2 条関係でございますが、附則第 5 条の表は軽自動車税の特例に係る条文整備でございます。

なお、この改正条例は、公布の日から施行したいとするものでございます。

以上で議案第 3 号の説明とさせていただきます。ご審議についてよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 3 号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号は可決されました。

◎閉会宣告

○議 長 本臨時会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて平成２９年第１回滝川市議会臨時会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

閉会 午前１０時３５分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員